

# C S Sサブスクリプション サービス利用約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

本約款は、有限会社ボディショップハタケヤマ（以下「当社」という）が企画・運営する、会員制のキャンピングカー定期メンテナンスサービス「C S Sサブスクリプション（C S S S）」（以下「本サービス」という）に関する、当社と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用される。

### 第2条（定義）

本約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

1. 「会員」：本約款に同意の上、当社所定の手続きに従い本サービスの利用申し込みを行い、当社がこれを承諾した個人または法人。
2. 「対象車両」：会員が本サービスの対象として登録し、当社が承認したキャンピングカー。
3. 「本サイト」：当社が運営する本サービスに関するウェブサイト。
4. 「定期メンテナンス」：第2章に定める、本サービスの月額料金に含まれるサービス。
5. 「追加整備」：定期メンテナンスの範囲を超え、会員の希望または車両の安全維持のために必要となる、別途有償の整備、修理、部品交換等。

## 第2章 サービス内容

### 第3条の1（定期メンテナンス）

当社は、会員に対し、月額定額料金の対価として、対象車両について以下の各号に定める定期メンテナンスを提供する。

1. 月次予約制洗車&コンディションチェック（月1回まで）
  - ・ 外装洗車
  - ・ 前面・前席側面ガラスの洗浄・油膜取り及び撥水処理、サイドミラーの洗浄
  - ・ タイヤの空気圧点検・調整、亀裂・損傷・異常摩耗の目視点検
  - ・ エンジンオイル、冷却水、ウインドウウォッシャー液、ブレーキフルードの点検
  - ・ 補器用バッテリーの点検（サブバッテリー除く）
  - ・ 灯火装置（ヘッドライト、車幅灯、尾灯、ブレーキランプ、後退灯、方向指示器）の作動点検
  - ・ ワイパーの払拭状態、ウインドウウォッシャー噴射範囲・ノズルの点検
  - ・ エンジン始動性および異音の有無の確認
  - ・ 車両空調装備の動作及び異常の確認（キャンパー部空調除く）

## 2. 指定消耗品の交換・補充

当社が別途定める走行距離または期間の基準に基づき、以下の消耗品の部品代および交換工賃を無償で提供する。交換時期は当社の判断に基づき、会員と協議の上で決定する。

- ・ エンジンオイル（自動車メーカー指定のグレード）
- ・ オイルフィルター（オイルエレメント）
- ・ ワイパーブレードゴム（1年に1回まで）
- ・ 冷却水（補充）
- ・ ブレーキフルード（補充）
- ・ ウインドウウォッシャー液（補充）
- ・ ディーゼルエンジン車のアドブルー（AdBlue®）（補充）

## 3. 法定点検の基本料金

道路運送車両法で定められた法定12ヶ月点検および24ヶ月点検（車検）における、国が定める点検項目に関する基本点検技術料を当社が負担する。

### 第3条の2（オプションサービス）

#### Webasto 社製 FF ヒーターメンテナンス

会員は、Webasto 社製 FF ヒーターを搭載した対象車両について、別途定める追加料金を支払うことにより、本オプションサービスを利用することができる。

本オプションの内容は以下の通りとする。

1. 毎月の定期メンテナンス入庫時に、Webasto 社が推奨するメンテナンスおよび吸排気口の清掃を行う。
2. 点検の結果、部品の劣化等が確認され、交換が必要となった場合は、別途有償にて対応するものとする。
3. Webasto 社が推奨する使用時間及び期間に達した場合、オーバーホールを実施する。オプションサービスには、オーバーホールの基本料金とパッキン・ガスケットなど当社が指定するショートパーツが含まれる。当社指定以外の部品交換や配管交換などの部品代及び工賃は別途有償で対応するものとする。

### 第4条（サービス対象外事項）

以下の各号に定める費用、作業、役務等は、本サービスの月額料金には含まれない。

1. 法定費用等：自動車重量税、自賠責保険料、印紙代（検査手数料）
2. 車検代行手数料：運輸支局等への車両持ち込み、書類作成および申請手続きを代行するための手数料。

3. 追加整備費用：法定点検および月次点検の結果、保安基準への不適合や安全走行に支障があると当社が判断した箇所（タイヤ、ブレーキパッド・シュー、バッテリー、各種ベルト類、油脂類、灯火類、フィルター類等）の整備・修理・交換に要する部品代、工賃を含む一切の費用（第3条の1で定める指定消耗品を除く）
4. キャンピングカー架装部の修理：キャンピングカービルダーによるシェル・内装・家具部分等の架装部の修理（別途見積りの上有償にて対応可能）
5. 会員の依頼に基づく整備、修理、カスタマイズ、部品・用品の取り付け。
6. 事故修理、板金塗装、内外装の補修・劣化部品の交換。
7. 車両の引き取り、納車、代車提供。
8. 天災、事故、盗難、会員または第三者の故意・過失に起因する車両の故障・損傷の修理。

#### 第5条（追加整備の手続き）

1. 当社は、点検の結果、追加整備が必要であると判断した場合、その内容、必要性、および見積金額を速やかに会員に提示し、実施の可否について承諾を求めるものとする。
2. 当社は、会員からの承諾を得ずに、追加整備に着手することはない。
3. 会員が追加整備の実施を承諾しない場合、当社は、対象車両が保安基準に適合しない状態または安全走行に支障をきたす状態であることを説明し、車両の運行を中止するよう勧告するものとする。当該勧告にもかかわらず、会員が対象車両の引き渡しを要求し車両を運行したことによって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わない。

### 第3章 契約

#### 第6条（契約の申込と成立）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」という）は、本約款および別途定めるプライバシーポリシーに同意の上、当社所定の方法により、車両情報（車検証の写し等）を添えて申し込みを行うものとする。
2. 当社は、申込車両の状態確認を含む所定の審査を行う。違法改造車、整備状態が著しく不良な車両、その他当社がサービス提供に不適切と判断した場合は、申し込みをお断りすることがある。
3. 受入点検の実施

申込者は、契約の締結およびサービス利用開始にあたり、当社が実施する「受入点検」を受けるものとする。受入点検の詳細は以下の通りとする。

- ① 点検内容：法定点検相当の項目および当社が定める車種毎の点検を行なう。

- ② 費用：金 10,000 円（消費税別途）とし、申込者は原則として点検実施前または当社が指定する期日までにこれを支払うものとする。
  - ③ 加入判定：点検の結果、修理・交換が必要と当社が判断した項目がある場合、当該処置が完了した車両に限り、本サービスの対象として契約手続きを進めるものとする。なお、車両の状態（著しい劣化、修復困難な不具合等）によっては、本サービスの対象外とし、利用申し込みをお断りする場合がある。
4. 当社が申込者に対して承諾の通知を発信した時点をもって、本サービスの利用契約が成立するものとする。

#### 第 7 条（利用料金および支払義務）

1. 本サービスの月額利用料金は、ガソリンエンジン車 金 20,000 円、ディーゼルエンジン車 金 22,000 円、Webasto 社製 FF ヒーターメンテナンス 金 3,000 円とする（消費税別途）
2. 会員は、利用料金を当社指定の決済方法（クレジットカード）により、毎月末日までに翌月分を支払うものとする。
3. 月の途中で契約が成立または終了した場合でも、料金の日割り計算は行わないものとする。
4. 当社は、経済情勢の変動、サービス内容の変更等により、将来、利用料金を改定することがある。その場合、当社は改定の 3 ヶ月前までに会員に通知するものとする。

#### 第 8 条（契約期間と自動更新）

1. 本契約の契約期間は、契約成立日から起算して 1 年間とする。
2. 期間満了の 1 ヶ月前までに、会員または当社から書面または当社所定の方法による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約は同一条件でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第 9 条（中途解約）

1. 会員は、解約を希望する月の前月末日までに当社所定の手続きを行うことにより、契約を中途解約することができる。
2. 契約期間内に法定点検を実施した会員が、当該点検実施日から 1 年未満で解約する場合、会員は当社に対し、解約違約金として、当社が負担した法定点検基本料金に相当する金額を支払うものとする。

### 第 4 章 運営

#### 第 10 条（サービスの予約）

1. 定期メンテナンスの利用を希望する会員は、原則として希望日の 7 日前までに、当社所定の方法で予約を行うものとする。

2. 予約状況によっては、会員の希望日時での予約が困難な場合がある。
3. 予約の変更・キャンセルは、予約日の2営業日前までに行うものとする。これ以降のキャンセルまたは無断キャンセルが繰り返された場合、当社はサービスの提供を一時的に停止する等の措置を取ることがある。

#### 第11条（車両の預かりと免責）

1. 当社は、会員から対象車両を預かる際、車両の状態（既存の傷、凹み等）を双方で確認するものとする。確認した以外の損傷について、当社の責に帰すべき事由によるものであると証明された場合に限り、当社はその損害を賠償する。
2. 車両内に留置された現金、有価証券、その他貴重品について、当社は一切の保管責任を負わない。
3. 地震、台風、洪水、落雷等の自然災害、火災、戦争、暴動、テロ、その他当社の管理の及ばない事由によって生じた対象車両の損害について、当社は一切の責任を負わない。
4. お預かり期間中、試運転や車両の移動等、整備に必要な範囲で当社スタッフが対象車両を運転することを、会員は予め承諾するものとする。

#### 第12条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはならない。

1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為。
2. 対象車両を違法に改造する行為。
3. 当社の名誉・信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
4. その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第13条（契約の解除）

当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

1. 利用料金の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 第12条（禁止事項）に違反したとき。
3. その他、当社との信頼関係を破壊する重大な背信行為があったとき。

### 第5章 その他

#### 第14条（届出事項の変更）

会員は、氏名、住所、連絡先、対象車両等、当社への届出事項に変更があった場合、速やかに当社に通知するものとする。この通知を怠ったことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。

#### 第 15 条（本約款の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本約款を変更することができる。約款を変更する場合、変更の効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、本サイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとする。

#### 第 16 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

#### 第 17 条（準拠法および管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因しまたは関連する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附則

本約款は、2026 年 4 月 1 日より実施する。